

弘前市都市景観条例（改正骨子案）に対するパブリックコメントの結果について
募集期間：平成23年11月16日～平成23年12月13日

ご意見等はありませんでした。

弘前市屋外広告物条例（骨子案）に対するパブリックコメントの結果について
募集期間：平成23年11月16日～平成23年12月13日
応募件数：2件（1名）

番号	項目	意見等	回答
1	許可手数料	当市の状況は近隣他市の状況と比較してどうであるか。	現在、許可手数料は、近隣市町村と同額となっております。屋外広告物条例制定後も、現在の取り扱いと同様としたいと考えております。
2	事前協議	屋外広告物が、改正都市景観条例に基づく大規模行為届出の対象外となることに対しとられる規定であるが、その効力を期待します。	事前協議は、屋外広告物の設置者等と市が十分に意見を交換し、より効果的で景観に調和した広告物としていくことを目指しています。これは、青森県屋外広告物条例にない市独自の規定となるため、広報や説明会を通して、周知を図っていきたいと考えております。

弘前市屋外広告物条例（骨子案）に参考として添付した許可基準（条例施行規則で規定）について、2名から3件のご意見をいただきましたので、その要旨と市の考え方をお知らせします。

番号	項目	意見等	回答
1	照明	景観形成重点地区にはネオンサインの規制をすべきではないでしょうか。	ネオンサインなどの照明は、許可基準による一律の規制を行いませんが、事前協議を通して、周辺の良い景観に調和したものとなるよう、指導・助言していきたいと考えております。
2	照明	色彩基準の中に照明事項も含まれるか。	照明は色彩に関する許可基準の対象外ですが、照明の色や方向、量などについて、周辺の良い景観に調和したものとなるよう、設置者等と協議していきたいと考えております。
3	道路端からの距離	広告塔、広告板の道路端からの距離の制限を撤廃するメリットは何か。	現在適用されている青森県屋外広告物条例施行規則に基づく許可基準では、野立広告板及び野立広告塔は、一部の道路について、道路端から100m離して設置することとなっているため、大規模な広告物となる傾向にあり、設置場所周辺の景観に大きな影響を与えることが考えられます。また、野立広告物は、道路端から近いほど小型化し、加えて道路端からの距離をある程度確保して設置する傾向にあるため、この制限を撤廃するものですが、周辺の良い景観に調和したものとなるよう、設置者等と協議していきたいと考えております。